

津市行財政改革大綱

平成19年3月

津 市

《目 次》

1	行財政改革の基本方針	
(1)	行財政改革の必要性と理念	
ア	行財政改革の必要性	1
イ	行財政改革の理念	2
(2)	行財政改革の方向性	
ア	基本的視点	3
イ	行財政改革の推進項目	4
(3)	行財政改革大綱の計画期間	5
2	行財政改革の取組	
(1)	効率的な事務事業の在り方	
ア	事務事業の見直し	5
イ	事務の執行方法の見直し	6
ウ	本庁と総合支所における役割分担の見直し	7
エ	公正の確保と透明性の向上	7
オ	行政評価に係るシステムの構築	8
(2)	民間の活用の在り方	
ア	外部委託等の推進	9
イ	公共施設の在り方を見直し	9
ウ	外郭団体の在り方を見直し	10
エ	地域との協働に向けた検討	10
(3)	定員管理の在り方	
ア	定員管理の適正化	11
イ	給与の適正化	12
ウ	人材育成の推進	12
エ	人材評価のシステムの運用	13
(4)	健全な財政運営の在り方	
ア	財政計画の策定等	13

イ	補助金等の在り方並びに使用料及び手数料の見直し	・	14
ウ	公共工事等のコスト縮減	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
エ	予算編成の仕組みの見直し	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(5)	電子自治体に向けた行政運営の在り方		
ア	住民に便利な行政サービスの提供	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
イ	効率的な行政事務への見直し	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(6)	その他本市の行財政改革の推進に関する重要事項		
ア	モーターボート競走事業の健全運営	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
イ	三重短期大学の活性化	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	行財政改革の推進体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	「行政経営」型の行政運営への移行	・・・・・・・・・・・・・・・・	19

1 行財政改革の基本方針

(1) 行財政改革の必要性と理念

ア 行財政改革の必要性

平成18年1月1日、10の市町村の合併により誕生した「津市」は、人口約29万人、面積は約710平方キロメートルの規模を有する県都となりました。

現下の社会経済情勢下での地方自治体にあつては、地方分権の進展に伴つての自己決定・自己責任に基づく自立した行政運営がより一層求められるほか、少子高齢化の進展に伴う財政危機が特に懸念される傾向にある中、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況で、地方交付税、国庫補助金等の見直しなどを総合的に勘案すると、今後にあつては、ますます厳しさを増すと考えられます。

このことは、本市においても例外ではなく、合併時の平成17年度普通会計の決算においては、本市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.6%に達しています。

また、本市の借金に当たる市債残高は約2,070億円、住民一人当たり換算すると約71万円となっており、これらの償還に充てる経費も本市の財政状況を圧迫する要因の一つとなっています。

さらに、経済情勢の変動等により、財源が著しく不足する場合や災害により生じた経費の財源等に充てる場合など、年度間の財源の調整を行い、将来にわたる本市の財政の健全な運営に資することを目的とした財政調整基金の残高は約120億円、住民一人当たり換算すると約4万円となっており、非常に厳しい財政状況となっています。

特に、この間、当該財政調整基金の取崩状況については、合併前の10の合併関係市町村における平成16年度に係る取崩状況が合計で約6億4千万円であったところ、合併直前の平成17年度に係る取崩しにあつては、合計で約40億円を上回る状況となっています。

このため、本市においても歳出削減・歳入確保を通じた行財政改革の早急な取組が求められており、限られた財源の下で、公共サービスに係

る民間との役割分担の明確化を図りつつ、住民の視点に立ったサービスの提供の推進に努める中で、徹底したコスト意識の醸成が必要となっています。

特に、現在の本市においては、合併直後といった事情に加え、10もの市町村が一つになったこと、また、約710平方キロメートルの広い面積を有する市となったことによる課題等もあり、現段階では29万都市の機能や効果等を十分に発揮できる状況とは言い難いことから、一日も早く新市としての一体性を高め、健全な行財政運営へとつなげていくことが喫緊の課題であります。

このことから、本市の行財政改革の推進にかかわって設置した津市行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、行財政改革に係る基本的な方向性を示した「津市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に鋭意取り組むこととするものです。

イ 行財政改革の理念

今日の行政サービスの提供に当たっては、どのようなサービスを提供するかだけでなく、その提供したサービスによって住民の皆様の満足度がどの程度まで満たされたかといった成果までもが求められるところであります。

また、現下の社会経済情勢の下で元気ある「津市」へと育むためには、まずは最少の経費で最大の効果を挙げられる簡素で効率的な行政運営が重要となります。

特に、合併後、1年が経過し、これから新たなまちづくりを進めようとしている本市においては、地域との協働による行財政改革の推進は、将来のまちづくりを支える行財政運営の基盤を確立するためにも、非常に重要な役割を担うものであり、そのためには、まずは日々の事務や事業について職員一人一人が効率化に向けて、できることから少しでも見直しを図っていくとともに、実施した事業の成果についても検証を行い、これを広く住民に情報公開し、より住民のニーズを反映したものへとつ

なげていくなどの取組を、地域との協働の推進によりスピード感をもって進めていくことが大切となってきます。

このことから、本市の目指すべき行政運営の姿としては、住民の目線を踏まえつつ、様々な行政課題にスピード感をもって対応することが重要であり、成果主義や顧客満足度の向上の追求を主眼に住民本位の行政サービスを簡素で効率的な行政運営により実現する、バランスのとれた行政経営の展開を目指すものとします。

(2) 行財政改革の方向性

ア 基本的視点

本市を取り巻く社会経済情勢等を十分に踏まえつつ、行財政改革の推進により住民満足度の向上と簡素で効率的な行政運営の両立を目指した見直しを行っていくためには、行財政改革の理念に基づき基本的な視点について明らかにするとともに、これらを全職員の共通の認識として全庁的な取組を進めて行くことが必要です。

このことから、行財政改革を進めるための基本的視点として次の4つの視点を踏まえることとします。

(ア) 住民本位の行政サービスの提供

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、多様化する住民ニーズに応えていくことが求められています。

このため、提供する行政サービスが、いかに住民の福祉の増進につながるか、また、提供する行政サービスが住民満足度の向上のために、いかに寄与していくのかが大切となることから、住民の目線を重視した「住民本位の行政サービスの提供」の視点を踏まえることとします。

(イ) コスト意識を踏まえた行政運営

地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に寄与することはもとより、最少の経費で最大の効果を挙げるよう一層努めることは特に重要なところです。

このため、行財政改革を進めるに当たっては、行政サービスの提供

により住民の福祉の増進や住民満足度の向上を図るために投入する財源に対する意識、いわゆる費用対効果といったコスト意識を持つことが必要であることから、「コスト意識を踏まえた行政運営」の視点を踏まえることとします。

(ウ) 効果的・効率的な事務事業の執行

情報化社会等の進展による情報量の増加や各種手続の迅速化等により、社会全体の様々なサイクルが速くなっている中、地方自治体においても住民から様々な場面で速やかな意思決定が求められるなど、スピード感をもった簡素で効率的な行政運営を図ることが必要となってきました。

このため、行政においても、意思決定を始め個々の事務の執行に当たっては、可能な限り効率化に努め、スピード感をもって取り組む必要があることから、「効果的・効率的な事務事業の執行」の視点を踏まえることとします。

(エ) 公共サービスに係る民間との役割意識

近年、これまで行政が担ってきた分野への民間の進出が拡大する中、住民を始めNPO等の団体の公共サービスの提供への参画も一層高まりを見せています。

特に、より多様化、複雑・高度化する住民のニーズにこたえていくためには、社会全体で地域を支える仕組みが求められています。

このことから、行財政改革を推進するに当たっては、真に行政が行っていかねばならない分野と、NPO等の団体や民間、さらには地域社会で行っていく分野等の見極め及びこれらを踏まえた更なる改革が求められることから「公共サービスに係る民間との役割意識」の視点を踏まえることとします。

イ 行財政改革の推進項目

本市の行財政改革を推進するに当たっては、先に掲げた基本的視点を踏まえるとともに、総務省の示す「地方公共団体における行政改革の推

進のための新たな指針」における取組事項への積極的な対応も意識し、行財政改革を進める切り口として次の6つの項目を示すこととします。

- (ア) 効率的な事務事業の在り方
- (イ) 民間の活用の在り方
- (ウ) 定員管理の在り方
- (エ) 健全な財政運営の在り方
- (オ) 電子自治体に向けた行政運営の在り方
- (カ) その他本市の行財政改革の推進に関する重要事項

(3) 行財政改革大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、新市まちづくり計画の計画期間に合わせ平成19年度から平成27年度までとしますが、当該計画期間内においても、社会経済情勢等の変化を見据え必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

また、本大綱に基づく具体的な取組については、前期（平成19年度～平成21年度）、中期（平成22年度～平成24年度）及び後期（平成25年度～平成27年度）ごとにおける実施計画として取りまとめることとします。

◆行財政改革大綱及び実施計画の計画期間

行財政改革大綱 平成19年度～平成27年度		
前期実施計画 平成19年度～平成21年度	中期実施計画 平成22年度～平成24年度	後期実施計画 平成25年度～平成27年度

2 行財政改革の取組

(1) 効率的な事務事業の在り方

ア 事務事業の見直し

人口約29万人規模の自治体としてふさわしい、簡素で効率的な行政運営を図る趣旨から、個々の事務事業について、社会経済情勢の変化等も踏まえつつ、公共サービスの提供に関し、行政としての関与の在り方、

実施意義及び住民のニーズ等について、職員一人一人が日常の業務執行の段階から的確に把握することにより、事務事業の見直しを図り、効率的な事務事業の推進を目指します。

推進方針

- (ア) 限られた財源のより効果的な執行を図るため、「公的関与の在り方に係る全庁的な判断基準」の作成により、常にその適否及び事業の在り方を判断し、事務事業の再編・整理、廃止・統合等を進めます。
- (イ) 合併時に調整された税や各種の料金、制度等について、新市としての公平性等の観点から、再点検及び調整等を図り、できる限り早期に行財政運営の健全化等につなげます。

イ 事務の執行方法の見直し

住民ニーズを踏まえ、行政組織及び出先機関等の統廃合等、組織規模や執行体制の適正化に向けた見直し等を適宜行うとともに、簡素で効率的な行政運営に向けた組織内部における事務執行や意思決定の方法等に係る見直しを行い、正確かつスピード感をもった事務処理に努めるなど、効率的な事務の執行を目指します。

推進方針

- (ア) 迅速な意思決定体制の確立とともに、住民に接する窓口業務（フロント）、それらに続く事務の執行（ミドル）及びこれらの処理業務（バック）の分担による効率化等のもとより、個々の事務の執行方法についても、簡素化、効率化に向けた見直しを行います。
- (イ) 特定の課題の解決等に対しては、年齢、職種等に関係なく柔軟な職員構成による検討の場を設定するなど、環境の変化や状況等に応じ迅速かつ柔軟に対応できる体制の確立を目指します。
- (ウ) 出先機関等については、住民ニーズを踏まえつつ効率的な行政運営を図る視点から統廃合等、執行体制の適正化に向けた取組を進めます。
- (エ) 同種の事業を複数の地域で開催しているものについては、住民ニーズを踏まえつつ、一体性を高める観点にも意識し、開催の在り方につ

いて適宜検討を行います。

ウ 本庁と総合支所における役割分担の見直し

広大な市域を踏まえた行政運営にあっては、住民サービスの提供の在り方など、工夫を行いつつ、特に本庁から離れた地域への効率的な行政サービスの提供体制の確立を図る必要があることから、本庁については統括部門として常に簡素で効率的な組織への見直しを行うとともに、本庁と総合支所における役割分担及び出張所の在り方に係る見直しを行い、効率的な事務事業の執行体制の確立を目指します。

推進方針

- (ア) 総合支所については、住民に身近なサービスを提供する視点から、文化や防災等の地域の活動拠点としての役割を始め、住民が日常的な手続を行う場としての機能を確保する一方、簡素で効率的な行政運営を行う視点からは、非日常的な手続や行政から主体的に住民へ提供するサービスについては、業務の選択と集中を行い、可能な限り本庁あるいは拠点への業務の集約化を進めます。
- (イ) 出張所については、電子自治体の構築も視野に入れ、住民サービスの確保を図りつつ、交通の利便性や代替手法の有無等を見極めるとともに、必要に応じて再任用職員等の活用による段階的な移行措置も図るなどしながら、既存施設への統廃合も含めた見直しを進めます。
- (ウ) 職員の効果的な配置・活用により、効率的かつ迅速な執行体制を確立し、事業の円滑な推進を図る観点から、現在の本庁（久居工事事務所を含む。）及び総合支所における所掌事務の見直しを行います。

エ 公正の確保と透明性の向上

地方分権の進展に伴い権限移譲が推進され、地方自治体の自己決定権が拡大する中、住民参加により公正で民主的な市政を推進するためには、開かれた市政を一層推進し、住民が市政に関心を持ち、市政を身近なものと感じることのできるよう、分かりやすい情報を積極的に提供するこ

とが必要とされることから、公正の確保と透明性の向上に向けた取組の一層の推進を図ります。

推進方針

- (ア) 情報公開制度に基づく情報公開のほか、ホームページ等を通じた積極的な情報提供に努めるとともに、意思形成段階から市政に住民が参加できるパブリックコメント制度について、その効果的な運用方法について十分に検討のもと導入を図ります。
- (イ) 実施した施策の公正性を確保するため、監査委員による会計や業務執行に係る監査はもとより、内部の事務処理に係る管理体制についても充実を図ります。
- (ウ) 事務執行等の効率性や経済性等の視点から、第三者としての客観的な検証が期待される包括外部監査制度については、導入した場合の費用対効果も含めて見極める必要があることから、その在り方について検討を進めます。

オ 行政評価に係るシステムの構築

限られた財源の中で必要とされる事業や優先すべき事業を見極め、その実施効果の検証及び必要な見直しを行うとともに、これらの結果について住民への説明責任を果たすため、行政評価システムの導入により P l a n（計画）、D o（推進項目の取組）、C h e c k（推進状況の確認）、A c t i o n（検討、改善）等によるマネジメントサイクルの確立を目指します。

推進方針

- (ア) 行政評価の導入に際しては、その導入目的を明確にするとともに、政策的な評価及び財政的な評価の両面から評価結果が具体的に市政に反映される仕組みの構築を目指します。
- (イ) 評価の実施に際しては、行政内部の評価のほか住民等による外部評価のしくみの導入についての検討を行います。
- (ウ) 評価結果の公表については、対象を適切に選定するとともに、簡潔

で誰もが分かりやすい仕組みを目指します。

(2) 民間の活用の在り方

ア 外部委託等の推進

簡素で効率的な行政運営を目指す中で、特に職員数の削減に対応しつつも、住民サービスの低下を招かないよう、事務事業の執行に当たっては、外部委託等による民間活力の導入とともに、職員の適材適所での配置を踏まえ、一定水準の行政サービスの維持を目指します。

推進方針

- (ア) 職員数の削減に併せ、「外部でできることは外部に委ねる」ことを基本に、定型的で大量に作業を行う業務、特定期間に集中する業務はもとより、臨時的な業務、専門的な知識・技術を活用できる業務及び現場的な業務等について、積極的な民間活力の導入に向けた検討を進めます。
- (イ) ごみ収集業務等、市域の一部で民間委託を実施しているような現場的な業務については、民間委託の段階的な拡大により住民ニーズへの弾力的な対応とコスト縮減を検討します。

イ 公共施設の在り方の見直し

健全な財政運営を目指すためには、合併により有することとなった多くの公共施設の効率的な管理運営が大きな課題であることから、統廃合や存続等も含め、公共施設としての当該施設の在り方の検討を通じて、民間活力の導入に向けた管理運営方法等の見直しを進めます。

推進方針

- (ア) 住民の視点やコスト意識等も踏まえつつ、個々の施設の設置条件や地域条件及び運営条件等を見極め、統廃合や存続等の検討を行うとともに、存続する施設についても民間活力を積極的に導入することで、効率的な管理、運営に向けた見直しを進めます。
- (イ) 指定管理者制度等による施設管理にかかわる協定等や業務委託契約

の在り方についても、内容等の確認を全庁的に統一して行います。

- (ウ) 使用していない施設等については、住民への開放等により有効的な活用に努めます。
- (エ) 新たな施設の整備を検討する際にはリース等の手法も視野に入れるとともに、その建設に際しては、P F I等の民間活力を活かした手法も視野に入れた検討を行います。
- (オ) 施設の統廃合の検討に当たっては、単に採算面だけでなく、住民サービスの視点や安全・安心の側面も踏まえた検討を行います。

ウ 外郭団体の在り方の見直し

本市が出資、出捐をしている外郭団体について、将来を見据えた当該団体への「公共・公益性」、「効率性」及び「自主・自立性」等の視点も踏まえた指針を策定し、外郭団体への適正な関与の在り方について検討します。

推進方針

- (ア) 100%出資・出捐する団体については、その処理する業務に関し当該団体において行う必要性等の見極めにより、当該団体の存在意義そのものの検討を行います。
- (イ) 出資・出捐が100%未満の団体については、当該団体の経営状況等を常に把握し出資者、出捐者としての責任において、当該団体の健全な経営に向けて関与を行っていく仕組みの確立を目指します。
- (ウ) 出資・出捐の割合の低い団体については、将来における当該団体の役割等も見据えつつ、本市の出資・出捐の意義等を再度検討するなど、当該団体への関与の在り方を検討します。

エ 地域との協働に向けた検討

社会経済情勢の変化とともに、これまで、行政がサービスを提供してきた公共の領域についても、地域の課題や特性等を十分踏まえながら、より多様なニーズに対応することができるよう、また、住民の「元気」

を積極的に活かせるよう、地域との協働に向けた取組を進めます。

推進方針

- (ア) 住民、NPO、各種団体、企業など、それぞれの特性を生かした協働への取組を進めます。
- (イ) 住民との協働を進めるためには、住民自治の仕組みと、公共的な施策・事業等に住民が様々な段階・方法でかかわることができる仕組みの構築が重要であることから、住民・行政双方の意識改革、相互信頼の醸成、地域課題の共有化及びこれらを進めるための環境整備を推進します。

(3) 定員管理の在り方

ア 定員管理の適正化

地方分権に伴い権限移譲が推進される中、事務事業の見直しや民間の活用等を図るとともに、住民への行政サービスの低下を極力招かないよう、これらのサービスの提供方法に合わせた適正な職員配置及び計画的な職員数の削減による定員管理の適正化を目指します。

推進方針

- (ア) 団塊の世代の大量退職等による将来の職員構成のバランスに配慮しつつも、退職者に対する採用の抑制により、職員数の削減を図るほか、事務事業及び事務の執行方法の見直しや民間の活用等により臨時職員数の削減も含めた総職員数の適正化を進めます。
- (イ) 平成27年度の目標値である正規職員2,500人体制の早期実現はもとより、その達成後も行財政改革への取組を継続することにより、職員数の一層の削減に向けた取組を進めます。
- (ウ) 職員数の削減の進捗に合わせ、業務量の増減への弾力的な対応や経費削減を図る観点から、定型的な業務等を中心に再任用職員、臨時職員等の柔軟な活用を図ります。

イ 給与の適正化

地域における民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等による給与構造の見直しを速やかに実施することにより、給与の適正化に向けた取組を進めます。

推進方針

- (ア) 給与については、人事院勧告の準拠を基本とするものの、財政状況等を見据える中、一時縮減等も検討します。
- (イ) 特殊勤務手当については、その趣旨を真摯に捉え、支給対象となる職員の範囲、職務の内容、支給基準等の必要性及び妥当性について、社会情勢の変化、職場環境の変化、技術の進歩等を見極めつつ、常に適正な支給に向けた見直しを行います。
- (ウ) 人材評価制度の活用により、年功的な給与上昇の抑制や、勤務実績の給与への反映につながる仕組みの導入を目指します。

ウ 人材育成の推進

限られた職員数で効率的な行政運営を行っていくためには、個々の職員の高い事務処理能力や多様化する行政課題への対応能力が必要とされます。

このことから、津市組織・職員活性化基本計画等に基づく取組により専門的な知識や職位に応じた処理能力の育成を図り、常に住民の目線にたって新たな課題に積極的にチャレンジできる人材の育成を目指します。

推進方針

- (ア) 環境の変化等に対応し、高い専門的能力と優れた行動力を備え、新たな課題に積極的にチャレンジすることができるよう若手リーダーの育成を始め、新しい時代に向けた民間企業における経営感覚等も踏まえた人材の育成を目指します。
- (イ) すべての職員が行財政改革の理念を共有して一体感のある行政運営をスピード感をもって推進していくため、各部、課等がそれぞれ目標等を明確にし、所属職員がそれらの認識を一にして取り組む等、人材

育成を通じた組織力の強化を図ります。

エ 人材評価のシステムの運用

職員の持つ潜在的な能力、特性等の発掘やこれらによる職員の更なる適材適所での配置を図るため、職員の意欲、能力、実績等を適確かつ客観的に評価するとともに、この評価の結果について昇給制度や勤勉手当に反映できるシステムの導入を目指します。

推進方針

- (ア) 合併により10の市町村等による職員構成となったことから、これらの職員の意欲、能力、実績等に係る評価について適確かつ客観的に行い、当該評価の結果については昇給制度や勤勉手当に反映させるなどの仕組みの早期導入を目指します。
- (イ) 人材評価のシステムが効果的に機能するよう、当該システムに携わる評価者等の育成により、職員の意欲、能力、実績等に係る評価の結果について適確性、客観性等を高めます。

(4) 健全な財政運営の在り方

ア 財政計画の策定等

昨今の社会経済情勢及び少子高齢社会の到来により、これまでの右肩上がりの状況下における財政運営は、成り立たなくなっています。

また、地方自治体に対する交付税措置等による国からの支援についても、その状況はますます厳しくなるものと予測されるところです。

このような状況の中、本市の財政状況をみると、平成17年度の普通会計の決算における経常収支比率は90.6%と、財政構造の硬直化が進行しているところであり、自主財源の確保対策の強化も含め、行財政改革の推進を図る中、健全な財政運営に向けた種々の取組を進めます。

推進方針

- (ア) 将来にわたって安定した行政運営を行うため、経常収支比率や公債費負担比率等に係る目標となる指標を示した財政計画を早期に策定し、

行財政改革の推進に係る取組を積極的に進めます。

- (イ) 財政計画については、年々変化する社会経済情勢等も踏まえ、適宜、
検証を行うとともに、適切に見直すこととします。
- (ウ) 財政の健全化を図る趣旨等から、市税や各種料金に係る徴収率の向
上に努めます。
- (エ) 未利用に係る土地等の活用及び処分や広報紙等への広告掲載など
による新たな歳入の確保に取り組みます。

イ 補助金等の在り方並びに使用料及び手数料の見直し

補助金等については、本市の財政状況を踏まえた上で、社会情勢や住
民ニーズの変化等に応じた補助事業等の公益性や事業の実施効果等を常
に検証し、適正な執行を目指すとともに、使用料及び手数料については、
受益と負担の原則に基づく適正な設定に関し検討を行い、見直しを図る
など健全な財政運営に向けた取組を進めます。

推進方針

- (ア) 補助金等については、交付に際しての基準や補助率等の考え方を示
した交付指針を策定し、その在り方等についての検証を行い、より適
正な補助金の執行を目指します。

また、補助金等に係る見直しが必要とされる場合には対象となる団
体等への十分な説明を図ります。

- (イ) 使用料及び手数料については、受益と負担の原則を基本とした指針
の作成により、適正な金額の設定となるよう見直しを進めるとともに、
合併に際して生じている不均一な料金等については、合併時の調整の
趣旨を踏まえつつも、受益と負担の原則に基づきできる限り早期の是
正を目指します。

ウ 公共工事等のコスト縮減

公共工事等の実施にかかわっては、事業の構想、立案から計画・設計・
積算・施工・供用・維持管理等、公共事業のすべての過程をコスト縮減

の観点から見直しを図ることにより、短期的な視点からの事業コストの縮減はもとより、長期的な視点からのライフサイクルコストの縮減や、建設副産物対策、環境対策等の社会的コストの縮減に努めるなど、総合的な視点に立ったコスト縮減に向けた取組を進め、健全な財政運営を目指します。

推進方針

- (ア) 公共工事の計画・設計から施工に至るまでの直接的な事業コストの縮減はもとより、施設の耐久性の向上や省資源・省エネルギー化などによるライフサイクルを通じてのコストの縮減のほか、施工に係る建設廃材の再利用等による建設副産物対策、工事中の排気ガス対策や騒音対策などの環境対策といった社会的コストの低減などの間接的なコスト縮減も視野に入れた総合的なコスト縮減に係る具体的な取組等を示した計画を策定することにより公共工事に係るコスト縮減を図ります。
- (イ) 公共工事等のコスト縮減に向けて全庁が一体となった取組を進めるため、計画に係る研修会を実施するとともに、技術革新等を踏まえた見直しを適宜実施します。

エ 予算編成の仕組みの見直し

限られた予算をこれまで以上に効率的かつ効果的な運用を図るためには、新たな予算編成の仕組みの構築が求められているところであり、より住民に密着した事業所管の権限と責任のもとに予算編成を行う枠配分方式の導入を進めます。

推進方針

- (ア) 枠配分方式の導入に際しては、これまでの予算に係る状況等について整理を行いつつ、基本となる統一した考え方を示すとともに、枠配分額の設定に当たっては、業務の特性等を考慮した枠配分方式の導入を段階的に進めます。
- (イ) 予算編成に際しては、総合支所を通じて地域の課題等を把握しつつ、

骨格的な予算については本庁での編成を基本としつつも、市域の一体感を高めるため地域の連携を深めるような予算配分を目指します。

(5) 電子自治体に向けた行政運営の在り方

ア 住民に便利な行政サービスの提供

県下の広い面積を有する本市にあっては、本庁、総合支所間等における簡素で効率的な執行体制の確立の面からも、ITの特性を有効に活用することにより、時間的・地理的な制約を克服できる行政サービスの提供体制の構築は不可欠なことから、住民に便利な行政サービスの提供を可能とする電子自治体に向けた行政運営を目指します。

推進方針

- (ア) 実際に行政サービスの提供を受ける住民にとって、その利用に係る情報機器の普及状況やその操作方法等の浸透状況及び住民基本台帳カードの普及状況などを踏まえつつ、現行の窓口業務などの方式も併用しながらより効率的なシステムの構築を進めます。
- (イ) 電子自治体の構築に当たっては、総合支所での取扱い事務及びその在り方の検討を踏まえ、基盤整備等への投資が二重にならないように整合性を図ります。

イ 効率的な行政事務への見直し

行政運営の簡素化、効率化と住民の視点に立った行政サービスの向上を同時に実現するためには、単なる業務の電算化だけではなく、業務の執行方法とそれを補完する情報システムの両面から庁舎内部の事務効率化に資する電子自治体の構築を目指します。

推進方針

- (ア) ITの便益を最大限に活用した事務処理方法の見直しにより、全庁レベルでの情報の共有化、意思決定過程の簡素化及び迅速化等による業務の見直しを目指します。
- (イ) 外部の専門家の活用等により、情報システムの標準化や共通化によ

るコスト削減を図り、全庁的な情報システムの最適化を進めます。

- (ウ) 情報化研修の充実等により、行政運営を行う個々の職員の意識改革や能力向上を進めます。

(6) その他本市の行財政改革の推進に関する重要事項

簡素で効率的な行政運営を目指すためには、先に挙げた取組のほかにも、行財政改革の推進に関する重要事項として、特に本市の施策の特徴とも言えるモーターボート競走事業や三重短期大学について、それらの魅力を継続的に発揮していくためにも、一層の効率的かつ効果的な運営が必要とされます。

ア モーターボート競走事業の健全運営

売り上げの減少しているモーターボート競走事業については、本市の財政への貢献の観点からも経営の改善を目指します。

推進方針

- (ア) モーターボート競走事業においては、本市の財政への貢献の観点からも「収益の確保」、「地域雇用の場の提供」及び「健全な大衆レジャーの提供」を経営の基本方針とした「津市モーターボート競走場経営改善計画」に基づく経営改善を目指します。
- (イ) 各種イベント等の開催による新規顧客の拡大のほか、各種団体や企業へのツッキードーム、駐車場等の貸出しなど、競艇以外の事業による公共施設としての利活用も含め、当該事業の推進による収益率の向上に取り組みます。
- (ウ) 経営の安定化、経営責任の明確化と自立性の拡大による、より効率的、効果的な経営体制の確立を目指して、企業的経営手法の導入（公営企業化）に向け地方公営企業法の適用について検討を進めます。

イ 三重短期大学の活性化

三重短期大学については、近年の少子化や高学歴化等の影響を受け、

将来的に志願者数の減少が見込まれる中、教育研究活動の充実はもとより、市立の短期大学として地域への貢献等が必要とされることから、その活性化に向けた取組を進めます。

推進方針

- (ア) 時代のニーズに沿った学科の設定や、公開講座の充実等により地域に根ざした短期大学としての魅力を高めるとともに、地域の特性や課題に応じた調査研究活動等を通じて、市立の短期大学として地域への貢献を目指します。
- (イ) 近隣大学との連携の強化を進めるとともに、社会が求める「人間性」を合わせて身に付けた人材の育成に努め、住民はもとより地域企業にとっても魅力ある大学となるよう、地域への貢献を恒常的に果たせる経営を目指します。
- (ウ) 活性化の検討に当たっては、全国的な大学間の統合や、独立行政法人化への動向等も踏まえた運営形態の検討も併せて行うこととします。

3 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、すべての職員が行財政改革を主体的に取り組むべき立場にあるという意識のもと、不断の取組を全庁的に進めることが必要です。

このため、それぞれの所管においては、常に職員自らが行財政改革大綱の理念等に基づき、個々の事務事業の実施に主体的に取り組むとともに、進行管理等にかかわっては、庁内に設置した行財政改革推進本部において情報の共有化等を行うことにより横断的な連携を図ることとします。

また、行財政改革を進めるためには、住民の理解と協力が不可欠なことから、その進捗状況について市議会及び津市行財政改革推進委員会への報告等はもとより、広く住民への公表及び意見等を頂くことにより常に住民と一体となった行財政改革の推進を目指すこととし、これら一連のマネジメントサイクルの確立により全市的な行財政改革の推進を目指すこととします。

4 「行政経営」型の行政運営への移行

地方分権の進展に伴い、各地方自治体には自己決定・自己責任に基づく自立した行政運営がより一層求められており、各地方自治体は、自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案し、執行し、その結果についても責任を負わなければならなくなってきました。

また、少子高齢化の進展に伴う自治体の財政不足が顕在化する中、行財政改革の徹底した推進が求められていますが、人件費等の抑制や経費の削減等を中心とした従来からの切り詰め型の行財政改革だけでは、限りがある状況にもあります。

このような状況にあっては、住民の生活形態が多様化する中で限られた財源のもと、提供される行政サービスがいかに関住民ニーズに適合するかが重要であるとともに、提供された行政サービスにより住民の満足度がどの程度向上したかの成果が求められるようになってきています。

このことから、本市においても、実施した施策により住民の満足度がどの程度向上したかなどの評価に併せて、各部等が一定の予算を主体的に編成する仕組みの構築等により、より住民に近い各事業部門が一定の権限と責任のもと、スピード感をもって住民にとっての最適な施策の選択を行うなど、将来を見据え新しい公共経営の考え方等を取り入れた「行政経営」型の行政運営への移行を目指すこととします。